

## 令和3年度第2回犯罪被害者等支援推進会議

### 議題(2) 犯罪被害者等支援に関する意見交換(「二次被害の防止」について)

#### ア 趣旨

第1回推進会議でいただいた「実績報告で成果ばかりではなく、課題や問題なども積極的に事務局から出してほしい」とのご意見を踏まえ、特に取組を深めるべきテーマについて委員にご検討いただき、支援施策の充実に繋げる。

#### イ テーマの選定

第2回推進会議では事務局から「二次被害の防止について」を提案

#### ウ 意見交換

【現状共有】被害者に接する機関及び支援者が把握した「二次被害」事例について

##### 【意見交換】

①二次被害の実態について(提供された事例に対する意見、各委員が気づいたこと等)  
(※委員から視点も踏まえた、実態から見える課題の整理)

②二次被害の実態の把握について  
(※県として、支援施策の実効性を高めるために)

③二次被害の防止について重要と考える取組について  
(※必要な取組を整理し、役割分担をしたうえで、実行していくために)

○「二次被害」の条例における定義・位置づけ

項目	内 容
定義	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) <u>二次被害</u> 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p>
基本理念	<p>第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応するとともに、<u>二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。</u></p>
県の責務	<p>第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県民、事業者、市町村及び民間支援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体的に働き掛けて、その調整を行い、<u>二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</u></p>
県民の役割	<p>第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、<u>二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>
事業者の役割	<p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、<u>二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>
市町村の役割	<p>2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、<u>二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>
雇用の安定等	<p>第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における<u>二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
県民の理解の増進	<p>第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、<u>二次被害の防止等を図るための広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

○「二次被害」の指針における位置づけと具体的な取組

重点課題	施策	取組内容	具体的な取組
1-(1) 相談窓口の設置	被害初期における迅速な相談支援	特に二次被害のおそれ大きいなど緊急な対応が必要であると認められる事案について、日本司法支援センターや弁護士会と十分な連携を図るとともに、弁護士相談など必要な支援を調整し、迅速に提供する体制を構築します。 【警察、県民生活課】	<p>警 ニーズに応じた適切な対応の推進</p> <p>警 犯罪被害者等早期援助団体に対する「情報提供制度」の確実な教示</p> <p>県 被害直後から法的支援を提供できる体制の整備（高知弁護士会との協定による無料法律相談）</p>
1-(7) 雇用の安定等	事業主等の理解の増進等	高知労働局と連携して被害回復のための休暇制度等の周知・啓発に努めます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の理解が深まるよう啓発を行うとともに、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱い（二次被害）がないよう配慮を要請し、犯罪被害者等の雇用の安定を図ります。 【県民生活課、雇用労働政策課】	<p>雇 犯罪被害者等の被害回復のための休暇について広報紙に掲載</p> <p>県 高知労働局と連携した休暇制度の周知</p> <p>県 犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発</p>
2-(1) 県民の理解の増進	二次被害の防止の促進	<p>(ア) 二次被害の防止に関する理解の促進 犯罪被害者等の二次被害の防止に関する意識の醸成を図るため、広報、啓発に取り組むとともに、犯罪被害者等の視点に立ち犯罪被害者等の人権等に配慮した報道がなされるよう、報道機関に協力を求めます。 【県民生活課】</p> <p>(イ) インターネット上の誹謗中傷等への対応 犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善に向けた支援に努めます。 【県民生活課】</p> <p>(ウ) 二次被害を防止するための対応 犯罪被害者等の心情に配慮した適切な報道対応を実施し、プライバシーの保護に努めます。また、自宅等への過剰な取材等に対しては、犯罪被害者等の意向を確認の上、葬祭場等の管理者対策や自粛要請等必要な助言を行うとともに、関係機関と連携し、犯罪被害者等の要望に応じた対応を実施します。 また、特に二次被害のおそれ大きいなど緊急の対応が必要であると認められる事案について、日本司法支援センターや弁護士会と十分な連携を図るとともに、弁護士相談など必要な支援を調整し、迅速に提供する体制を構築します。 【警察、県民生活課】</p>	<p>県 二次被害の防止に関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発（市町村広報紙への記事掲載等）</p> <p>県 関係機関と連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善を図る</p> <p>警 被害者の心情に配慮した報道対応の実施</p> <p>警 過剰な取材等に対する葬祭場等の管理者対策等の実施</p> <p>警 二次被害のおそれ大きいなど緊急の対応を要する事案における法テラスや弁護士会との連携</p> <p>県（再掲）被害直後から法的支援を提供できる体制の整備（高知弁護士会との協定による無料法律相談）</p>